



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	在日朝鮮人教育の歴史：戦後日本の外国人政策と公教育〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	マキー, 智子
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(教育学)
Dissertation Number	甲第11424号
Issue Date	2014-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/55384
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	MCKEE_Tomoko_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（教育学）

氏名 マキー 智子

審査担当者 主査 准教授 北村 嘉恵
副査 教 授 横井 敏郎
副査 教 授 荻原 克男 （北海学園大学）
副査 准教授 近藤 健一郎
副査 准教授 板垣 竜太 （同志社大学）

学位論文題名

在日朝鮮人教育の歴史
—戦後日本の外国人政策と公教育—

本論文は、在日朝鮮人の教育の歴史を、東アジアにおける冷戦構造の変化を視野にいれながら、戦後日本の外国人政策および公教育制度との関連から検証したものである。対象時期は、在日朝鮮人の法的な身分が「日本臣民」から「外国人」へと転換した 1945 年から、日韓が国交を開く 1965 年ごろまでである。この間、在日朝鮮人の法的地位は、「日本国籍を保持する外国人」として取り扱われた GHQ 占領期から、サンフランシスコ講和条約発効にともなう日本国籍「喪失」措置を経て、日韓条約締結にともなう協定永住資格の付与に至るまで、複雑に変転する。加えて、米ソ両軍の朝鮮半島への進駐と分割占領により南北分断・対立が進行するなか、日本在留の朝鮮人のあいだにも南北朝鮮の境界が持ち込まれ、両国いずれかの在外公民としての身分を有することとなる。これらの複雑な諸条件が、個々の在日朝鮮人の教育選択や、朝鮮人教育に関わる政策主体の認識・対応を規定してきた。

従来の研究では、主に朝鮮人学校での民族教育に関心が向けられ、運動の高揚と苦闘を軸とした歴史像が描かれる傾向にあった。対象時期も、運動として鮮明な像を結びやすい在日朝鮮人連盟解散（1949 年）までの時期に集中してきた。これに対して本論文は、「同化教育に取り込まれた者」として看過されがちであった公立学校就学者をも含めて、朝鮮人教育の多様な存立形態に目を向け、その制度的・現実的な基盤を国内外の情勢の変化と連関させて解明しようとした。

本論文では、まず在日朝鮮人の長期的・総体的な就学動向が示された上で（序章）、私立朝鮮人教育施設の統制から一斉閉鎖に至る過程（第一章）、公立朝鮮人学校の開設から廃止に至る過程（第二章）、「外国人学校制度」創設案の浮上する過程（第三章）が検証される。

各時期を通じて、日本政府、地方自治体、連合国総司令部、地方軍政部、在日朝鮮人団体（朝連、総連、民団）、南北朝鮮政府など複数の主体に目を配り、それぞれの認識・思惑・対応のズレと重なりに留意しながら、朝鮮人教育の存立形態を規定した要素が重層的に示される。とくに重要な論点となるのは、朝鮮人への就学義務適用の有無、朝鮮人の教育施設の認可形態、公立学校への朝鮮人受け入れの様態、朝鮮人教育への公費支出の実態などである。時期により相矛盾するともみえる措置がどのような要請と論理にもとづくのか、丹念に描出され、治安維持を優先した状況対応的な施策の積み重ねともいえるべき在日朝鮮人教育政策の特質とともに、就学を「国民固有の権利・義務」だとする戦後日本の公教育制度の特質が浮かび上がってくる。

本論文は、膨大な GHQ 文書や日韓会談文書のほか、日本政府・地方自治体の行政文書、個人文書、学校文書、地方新聞等を広く渉猟し、新史料の活用にもとづいて新たな知見を数多く提示している。研究蓄積の乏しかった 1950～60 年代については、史料の発掘自体が貴重であり、本論文によってはじめて明らかになった事実も多い。このうち、とくに重要な学問的成果は、以下の点である。

第一に、山口、神奈川、兵庫等の地方自治体に着目して在日朝鮮人教育の政策過程に迫ったことである。明確になったのは、地方自治体が、地方軍政部や公安、文部省と情報を共有しながら、主体的・先導的に管内の朝鮮人教育施設の管理・統制を進めようとしてきたこと、これに対して文部省は、明確な方針を有していたというよりは、治安維持や外交上の観点から、自治体の要請・動向を牽制ないし追認する形で対応してきたということである。文部省の通達にもとづき政策の一貫性を強調してきた従来の研究に対して、実証の水準を格段に高めるとともに、地方自治体に着目して在日朝鮮人政策史を検証する有効性を示すものとして高く評価できる。

第二に、公教育の制度論的な観点から在日朝鮮人教育の特質を明らかにしたことである。それぞれの思惑から在日朝鮮人教育の管理・統制を強めようとする政策主体の姿勢が、私設教育施設や各種学校ではなく「一条校」への就学を義務づける施策につながり、結果として、岡山市、尼崎市、川崎市など現場の判断の追認という形で公立朝鮮人学校の開設に至ったこと、公立学校への就学受け入れとともに自主・夜間学校を含む朝鮮人主体の公・私立教育施設への補助金交付が府県・市町村の各レベルで広がったこと、このような公費支出増大の実態が、政府内部の危機意識を強め外国人教育制度創出へと踏み出す要因となったことなど、変転する施策とその由来が説得的に描出されている。民族教育対同化教育という従来の枠組みでは得られなかった知見であり、国民に閉じた公教育制度の課題をも照射するものとして重要である。

以上のように、本論文が在日朝鮮人史研究および教育学研究の前進に果たした貢献は確かである。よって、著者は北海道大学博士（教育学）の学位を授与されるにふさわしいと認める。